

議案第14号 小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律（第3次一括法）の施行により、地方公務員法の一部改正が行われるため、条例において引用する規定を改正するもの。

小松島市職員の修学部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第35号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等専門学校及び大学</p> <p>(2) 学校教育法第124条の規定による専修学校</p> <p>(3) 学校教育法第134条の規定による各種学校</p> <p>3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。</p>	<p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等専門学校及び大学</p> <p>(2) 学校教育法第124条の規定による専修学校</p> <p>(3) 学校教育法第134条の規定による各種学校</p> <p>3 法第26条の2第1項の条例で定める修学に必要なと認められる期間は、2年とする。</p>	<p>挿入</p>